

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和元年9月 策定
令和2年8月 一部改定

岩手県住田町

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町は、岩手県の東南部、北上山系の南端に位置し、四方を標高600m～1,300mの急峻な山々に囲まれ、総面積334.83km²の約90%を山林が占め、平坦地は極めて少なく、町の北東部から西部に大きく蛇行して南下する気仙川及びその支流沿いに集落、農耕地などが集中する典型的な中山間地である。

本町では、このような自然環境を活かした農林業を主幹産業とし、農業では、独自の集約的複合経営の「住田型農業」を実践し、林業では、生産、流通、加工、住宅建築・販売に至る一連の林業循環システムを構築し、「森林・林業日本一の町」づくりを目指した施策を展開している。

しかし、人口減少・少子高齢化が顕著であり、集落の維持や地域活力の低下が危惧されている。農林業においては、高齢化、担い手の減少や鳥獣被害による農業生産額や林業産出額の減少、労働力不足による農地、森林の荒廃も懸念されている。

本町では、東日本大震災によって引き起こされた長期間に渡る電力等のエネルギー供給の途絶や原発災害が再生可能エネルギー導入拡大への大きな転機となり、地域経済の活性化、地球温暖化対策の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大が地域に及ぼす効果等を具体的に検証し、豊かな自然環境を守るとともに、豊富な資源を再生可能エネルギーとして有効に活用することを目指した「住田町再生可能エネルギー活用推進計画（以下「計画」という。）」を平成29年度に策定した。

本町では、森林・林業日本一のまちづくりの一環として木質バイオマスによるボイラ、ストーブ、発電等の普及拡大を進め、また、公共施設への太陽光発電システムの整備など再生可能エネルギーの活用を進めている。計画においては将来の再生可能エネルギーとして風力発電等の推進についても示されている。

以上のことから、農業上の利用が低い遊休農地等を活用し、町内に賦存する地域エネルギー資源を農林業との調和を図りながら発電事業に活用し、地域活力の向上と農林漁業の活性化に結び付ける。また、発電事業により得た収益の一部を地域に還元し、本町の農林漁業の活性化や雇用の創出に結びつけることにより、地域経済の活性化、地域振興を図るものとする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地 目		面積 (m ²) (うち利用面積)	備考
		登記簿	現況		
火の土	住田町下有住字火の土 198-64	公衆用道路	公衆用道路	16,935 (1,006)	整備を促進する区域の一部を風力発電所用地として利用
	住田町下有住字火の土 198-85	保安林	保安林	8,094 (8,094)	
	住田町下有住字火の土 198-86	保安林	保安林	1,476 (1,476)	
	住田町下有住字火の土 198-89	牧場	牧場	30,519 (30,519)	
	住田町下有住字火の土 198-92	牧場	牧場	115 (115)	
	住田町下有住字火の土 198-93	牧場	牧場	5,922 (5,922)	
	住田町下有住字火の土 198-94	牧場	牧場	562 (562)	
	住田町下有住字火の土 201-4	雑種地	雑種地	4,831 (4,831)	
	住田町下有住字火の土国有林/字小股国有林	—	保安林	6,029 (6,029)	水源涵養保安林 29 林班・30 林班
	住田町下有住字火の土国有林/字小股国有林	—	保安林	32,463 (32,463)	水源涵養保安林 27 林班
合 計				106,946 (91,017)	左のうち農用地面積 37,118 m ²

3 2 の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
火の土	風力発電	42,000 kW	4,200 kW × 10 基

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る地域	農林地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
火の土	該当なし	該当なし

5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組の内容	備考
火の土	発電事業の整備事業者は、再生可能エネルギー発電によって得られる売電収益の一部を資金協力し、地域の農林業の健全な発展及び地域の活性化に寄与する事業に活用する。 また、活用事業については必要に応じて見直しを行うこととし、幅広い農林業振興及び地域振興を目指すこととする。	具体的な内容は事業者及び地域と協議する。

6 自然環境の保全と調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 景観との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

(3) 周辺住民の生活環境に対する配慮

再生可能エネルギー発電設備の種類によっては、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があることから十分配慮するとともに、著しい影響が予測・確認された場合は、撤去も含めて改善策を講ずるものとする。

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

令和5年度までに、地域の農林業の健全な発展に資する取り組みを行う風力発電の再生可能エネルギー発電設備を42,000 kW導入（設備整備計画の認定件数1件）することを目指すこととする。

(2) 目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況、農林業の健全な発展に資する取組）を調査し、設備整備計画の進捗を確認することとする。目標が達成されない場合、その原因分析を行い達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電設備を撤去する際は、設備整備者が直ちに土地の原状を回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担するものとする。

設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されない時の損害賠償や土地の貸借期間の中途の契約終了における違約金について、地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

9 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取り組みの促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報誌等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画の実施が確実であること、撤去時の契約を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 設備整備計画の認定の取り消し

設備整備計画の実施状況の報告の怠慢、本町のは正の指導に従わない場合においては、設備整備計画の認定を取り消すこととする。

(4) 区域外の関係者との連携

本町及び再生可能エネルギー発電事業者、その他関連団体等の関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組むこととする。

位置図・配置図

土地の所在：岩手県気仙郡住田町下有住字火の土地内

凡例

- 対象事業実施区域(評価書)
- 風力発電機位置
 - 設備整備計画に係る風車位置
 - 遠野市地区風車設置位置
- 発電所土工計画
- 農業振興地域・農地(住田町)
- 行政界(住田町/遠野市)

農地法5条第1項特例措置
申請地

